

件名	愛媛県警察本部組織条例の一部を改正する条例
主管課	警察本部警務課
根拠法令等	オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年6月18日公布、同年12月18日施行） 警察法施行令及び警察庁組織令の一部を改正する政令（平成20年9月3日公布、同年12月18日施行）

【改正の概要】

オウム真理教による事件の被害者を救済するため、国が被害者に給付金を支給することを定めた「オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律」が施行されることに伴い、警察法施行令が改正され、給付金に関する事務が警務部の所掌事務となることに伴う改正。

（警務部の所掌事務）

第4条 警務部においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)・(2) 省略

(3) オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平成20年法律第80号)第3条第1項に規定する給付金に関すること。 【追加】

(4)~(13) 省略

施行日 平成20年12月18日

【その他参考事項】

オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律の概要

1 給付金の対象となる事件

地下鉄サリン事件（平成7年3月20日発生） 外7件

2 給付金

犯罪被害	給付金の受給者	給付金の額
死亡	遺族	2,000万円
障害	被害者本人	3,000万円 ~ 500万円
傷病	〃	100万円 ~ 10万円

法 令

警察法

第47条 第4項 警視庁及び道府県警察本部の内部組織は、政令で定める基準に従い、条例で定める。

警察法施行令

第4条 第1項 法第47条第4項に規定する警視庁及び道府県警察本部の内部組織の基準は、別表第1のとおりとする。

別表第1（第4条関係）

警視庁及び道府県警察本部の内部組織の基準

第1 部の名称及び所掌事務

1 警務部

ネ オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律第3条第1項に規定する給付金に関すること。 【追加】